

【石巻市「食」の自立支援事業・安否確認業務】

石巻市「食」の自立支援事業における安否確認手順

食事は、原則として利用者に手渡しとし、受け渡しの際は、必ず声を掛け、普段と変わりがなければ状態を確認してください。

安否確認ができない場合、又は事故発生時の対応マニュアル

(1) 応答なし

- ① 配達人は、すみやかに応答がなかった旨を事業所に連絡し、その指示に従う。
- ② 事業所は、すみやかに利用者宅に電話連絡を行い、状況を確認する。
- ③ 事業所から利用者への電話確認によって、利用者の安全が確認できた場合の食事については、事業所の指示に従う。
- ④ 事業所の電話確認によって利用者の応答がない場合、事業所は利用者の緊急連絡先に連絡をする。
- ⑤ 緊急連絡先でも連絡不能の場合、担当ケアマネジャー（以下担当ケアマネ）、介護福祉課に連絡し対応を協議する。

(2) 異常事態発見

- ① 利用者の異常事態を発見した場合、配達人は、事業所に連絡、状況を報告し、指示に従うが、必要に応じ、緊急の場合は、救急車の出動要請を行うこと。
- ② 事業所は、利用者の緊急連絡先へ連絡を行う。
- ③ 緊急連絡先でも連絡不能の場合は、担当ケアマネ・介護福祉課に連絡し対応を協議する。
- ④ 救急車出動要請した場合、配達人は現場に残り、事業所は残りの配食を続行させるため、応援の配達人を派遣すること。

(3) 利用者の死亡を発見した場合

- ① 配達人は、警察に連絡するとともに事業所へ状況報告をする。
- ② 事業所から利用者の緊急連絡先、介護福祉課、担当ケアマネに連絡を行う。
- ③ 配達人は現場に残り、事業所は応援の配達人を派遣し、残りの配食を続ける。

※ 利用料と委託料（「利用料」は利用者の自己負担分、「委託料」は市が負担する分）

- ① 安否確認において安全が確認され、利用者の都合により食事を配達できなかった場合は、利用者は利用料を事業者を支払わなければならない。ただし、事業者は、月報には押印せず、市に対し委託料の請求は行わないものとする。
- ② 異常事態（死亡・緊急搬送）の場合は、利用者から利用料は徴収せず、市に対し委託料の請求を行うものとする。